

独立行政法人国立女性教育会館の中期計画

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定に基づき、独立行政法人国立女性教育会館の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。

独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的としている。

このため、会館は、女性教育に関するナショナルセンターとして、会館の中期目標（平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間）に掲げられた役割を果たすため、業務の質の向上及び業務の効率化を目指し、特に次のようなことを実施していく必要がある。

- （1）女性教育関係者の実践的な研修機関として、女性のエンパワーメントの促進及び男女共同参画意識の涵養を図るための研修を実施し、女性教育指導者等の資質・能力の向上を図るとともに、女性団体、女性関連施設等における女性教育に関する事業活動を促進する。
 - （2）女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究機関として、男女共同参画社会の形成の促進に資する教育・学習プログラム及び教材の開発に関する調査研究を実施するとともに、その研究成果を普及・活用する。
 - （3）女性及び家庭・家族に関する国内外の情報センターとして、学習者のニーズに対応した女性情報システムの整備・充実を行うなど女性教育情報センター機能の充実を図るとともに、インターネットや衛星通信システムを活用した遠隔発信事業を実施する。
 - （4）女性教育に関する国際交流・協力機関として、海外の女性情報に関する指導者等に対して研修事業を実施するとともに、国際交流事業を開催し、国際協力及び国際的な情報ネットワークの形成を促進する。
 - （5）女性関連施設及び女性団体・グループ等のネットワーク形成及び交流の拠点として、国内外の女性教育関係者が幅広く参加し、相互に学習活動の発表や情報交換などができる交流機会を提供し、女性団体・グループ等における女性教育に関する事業活動を促進する。
 - （6）上記の業務の実施に当たっては、関係機関・団体等との連携・協力を推進する。
- このため、中期目標の期間中における会館の中期計画は、以下のとおりとする。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%の業務の効率化を図る。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。

具体的には、以下に掲げることを通じて経費の合理化を図る。

1 関係機関等との共催事業の開催

会館が実施する主催事業について、女性会館・女性センター等の女性関連施設・団体等と連携・協力して共催事業を毎年度企画・実施する。

2 男女共同参画社会の形成の促進に資する学習プログラムの共同開発

男女共同参画社会の形成の促進に資する少子高齢化、高度情報化、国際化等の社会の変化に対応した学習プログラムについて、女性会館・女性センター等の女性関連施設・団体と連携・協力して学習プログラムの共同開発を行う。

3 生涯学習関連機関等との女性、家庭・家族に関するデータベースの共同構築

(1) 女性関連施設データベースの共同構築

女性会館・女性センター等の女性関連施設と連携・協力して、5年間で200件の女性関連施設に関するデータベースの共同構築を行う。

(2) 高等教育機関における女性学関連科目データベースの共同構築

大学・短大等の高等教育機関と連携・協力して、5年間で100件の女性学関連科目に関するデータベースの共同構築を行う。

4 外部委託の推進

(1) 利用受付・案内業務

会館利用者に対する利用の受付・案内業務の外部委託化について検討を行い、平成14年度から試行し、平成15年度から実施する。

(2) 施設使用料収納業務

会館利用者に対する施設使用料の収納業務の外部委託化について検討を行い、平成16年度から試行し、平成17年度から実施する。

5 事務、事業、組織、施設管理等の見直しによる業務運営の効率化

(1) 企画・事業運営分析機能の組織強化

法人組織として明確な方針の下に、事業が運営できるよう内部組織の見直しにより、企画、事業運営分析機能の強化を図る。

(2) 自己点検・評価及び外部有識者による評価体制の導入

業務運営に関して自己点検・評価及び外部評価を実施し、当該評価結果を反映した組織・業務運営を行う。

(3) 施設の有効利用の推進

施設の利用状況を調査するとともに、施設の有効利用のための計画を策定し、施設の有効利用の推進を図る。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研修事業の充実

(1) 女性のエンパワーメント（自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となること。）の促進を図るため、女性教育指導者等を対象に、女性教育・家庭教育に関する事業の企画・立案及び団体・グループ等の活動の推進に必要な専門的知識・技術の習得などを図る研修事業を毎年度実施する。

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援を図るため、家庭教育指導者等を対象に、男女が共に担う子育て及び地域活動への参加促進、子育て不安の解消などを図る研修事業を毎年度実施する。

(3) 男女共同参画の意識を高めるため、女性教育指導者等を対象に、男女平等に関する教育の充実や地域の課題解決に向けた実践的な研修事業を毎年度実施する。

(4) 女性会館・女性センター等女性関連施設の職員としての資質・能力の向上を図るため、事業の企画・運営等に必要な知識・技術を身につける研修事業を毎年度実施する。

(5) アジア・太平洋地域における政府機関及びN G Oの女性情報に関する指導者の育成及びそのネットワークの形成の促進を図るため、情報処理・活用に関する知識及び技術の習得などを図る研修事業を毎年度実施する。

(6) 研修効果を高めるため、参加者の研修事業に対するアンケート調査等により、その満足度を調査・分析し、その成果を研修事業の内容・方法に反映する。

2 交流事業の充実

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた研究、教育、実践活動を行っている団体・グループ等が多様なテーマによるワークショップ(100程度)を企画運営できる交流事業を毎年度実施し、女性のエンパワーメントと女性の人権の確立に資する活動の推進及びネットワーク形成の促進を図る。
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた多様な学習活動を展開している地域の女性教育関係団体関係者を対象に、日頃の学習成果の報告、実践活動の発表、情報交換などを行う全国的な交流事業を毎年度実施し、団体の学習活動の推進及びネットワーク形成の促進を図る。
- (3) 国際的な女性のエンパワーメントの促進に資するため、世界各国の女性の教育問題等に関して、国際的視野からの研究協議及び交流を行う「国際フォーラム」を毎年度実施し、国際的な情報ネットワーク形成の促進を図る。
- (4) 交流事業の効果を高めるため、参加者の交流事業に対するアンケート調査等により、その満足度を調査・分析し、その成果を交流事業の内容・方法に反映する。

3 調査研究事業の充実

- (1) 少子高齢化、高度情報化等の社会の変化に対応した学習プログラム・教材の開発に関する調査研究として、「高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究」、「ジェンダー統計に関する調査研究」を実施する。

「高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究」は、高齢期における豊かなライフスタイルの実現に向けた男女共同参画に関する学習を促進するため、男女共同参画の視点に立った高齢男女の生活と意識に関する調査研究を行い、高齢社会における家族等をテーマとした学習プログラムを平成13年度までに開発する。

「ジェンダー統計に関する調査研究」は、国内外で作成されている統計データを男女共同参画の視点から調査分析し、女性の現状を客観的に把握することができる統計資料を平成17年度までに作成する。

- (2) 男女共同参画の視点からの女性教育及び家庭教育の内容と方法に関する調査研究として、「女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究」、「ジェンダーの視点に立った家庭教育の内容と方法に関する調査研究」を実施する。

「女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究」は、女性の生涯学習の実態について男女共同参画の視点からの解明及び国際比較を行い、生

涯学習としての女性のエンパワーメント達成に有効な学習プログラムを平成14年度までに開発する。

「ジェンダーの視点に立った家庭教育の内容と方法に関する調査研究」は、男女共同参画社会の形成に必要な基礎知識や学習支援方法について調査研究を行い、その成果をまとめ、家庭教育を支援する者向けの学習プログラム及び学習教材を平成13年度までに開発する。

- (3) 女性情報に関する調査研究として、「女性及び家族に関する学習情報の調査研究」、「女性教育シソーラスに関する調査研究」などを実施する。

「女性及び家族に関する学習情報の調査研究」は、高等教育機関における女性学関連分野の教育・研究動向を調査し、その成果を踏まえて平成13年度までに報告書を作成するとともに、データベース化を図る。

「女性教育シソーラスに関する調査研究」は、情報機能の充実を図るため、女性教育関連用語の新しい概念構造を体系化し、それに基づいた女性教育シソーラスを平成13年度までに作成する。

「女性教育のための衛星通信システム等プログラム発信事業に関する調査研究」は、衛星通信システムやインターネットを介したビデオ・オン・デマンド方式等による情報発信事業の在り方等について調査研究し、遠隔情報発信に適切な教育・学習プログラムを平成17年度までに開発する。

- (4) 国内外の研究機関との共同研究として、女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査・研究を平成13年度から実施し、その成果を踏まえて、女性の社会参画に向けた知識・技術の習得のための学習プログラムを平成17年度までに開発する。

- (5) 調査研究の成果を広く一般に普及するため、研究紀要、調査研究報告書等を刊行するとともに、学習教材を広く提供する。また、その成果を公開シンポジウム等で発表するなど各種主催・共催事業に活用する。

- (6) 調査研究体制の整備・充実を図る。

平成13年度から客員研究員の拡充を図るとともに、平成17年度から研究課題の公募制等を導入する。

科学研究費補助金等の外部資金を積極的に活用する。

4 情報事業の充実

(1) 女性及び家庭・家族に関する分野における国内外の情報資料(図書、地方行政資料、逐次刊行物等)を計画的に収集・整理し、広く利用者に提供するとともに、レファレンスサービス(毎年度1,000件)、文献複写サービス(毎年度150件)などによる情報提供の充実を図る。

(2) 女性関連施設等における情報活用方法、情報機能の連携の在り方等について研究協議を毎年度行い、各施設・職員間の情報ネットワークの形成の促進を図る。

(3) 女性情報システムの構築・充実

女性情報関連のデータベース群、ホームページ等を合わせて一挙に検索することができる「女性情報CASS」と、国内外の女性情報に関するホームページを横断的に検索することができる「女性情報HP-CASS」の整備・充実を図る。

女性関連施設のデータベースの整備・充実のため、情報提供施設自身等によるデータ更新により、迅速で正確な入力・更新を平成17年度までに450件実施する。

高等教育機関における女性学関連科目データベースの整備・充実のため、情報提供機関自身等によるデータ更新により、迅速で正確な入力・更新を平成17年度までに950件実施する。

女性の状況を把握する上で重要な550件の統計データベースの整備・充実を平成17年度までに実施する。

男女共同参画社会の形成に関する分野の有識者の人物データベースを整備するための調査、検討を行う。

(4) 家庭教育に関する支援団体や関係機関からの情報提供(インターネットによる掲示板形式)を平成14年度までに整備し、双方向の情報発信の充実を図る。

(5) 遠隔情報発信事業の実施

学習プログラムのより多くの人々への普及を図るために、インターネットによる24時間ビデオ オン デマンド(VOD)方式で各種プログラム発信事業を平成13年度から試行的に行い、平成17年度までに実施する。

学習プログラムのより多くの人々への普及を図るために、衛星通信システムによる各種プログラム発信事業を平成13年度から試行的に行い、平成17年度までに

実施する。

5 受入事業の充実

- (1) 会館利用に関するわかりやすい案内書等を平成13年度までに作成・配布するとともに、会館利用者に対する学習プログラム等に関する相談（毎年度2,000件）や学習に必要な情報の提供（毎年度100件）の充実を図る。
- (2) 施設の夜間利用を進め、女性教育情報センターについては、平成13年度から夏期の金・土曜日は21時まで、研修施設については、平成15年度から原則21時まで延長する。
- (3) ホームページ等を活用した会館の事業情報・施設情報及びデータベースの情報提供サービスの充実を図る。
- (4) 体の不自由な利用者に配慮した施設整備を推進するため、エレベーター、トイレ等の改修を進め、利用者へのサービスの向上を図る。
- (5) 主催事業及び受入事業における受付案内、施設案内、実技指導等ボランティアの活動の場を充実することにより、利用者へのサービスの向上を図る。
- (6) 会館ボランティアの資質向上を図るための研修を毎年度4回実施する。

6 広報活動の充実

- (1) 事業実施成果に係る刊行物など広報関係資料の内容の充実を図る。
- (2) 関係機関，民間企業等から広報面等において可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるものとする。
- (3) 若い年齢層等の利用者の新規開拓を図るため、学生向けの利用案内パンフレット等の作成や大学訪問など広報活動の充実を図る。

予算，収支計画及び資金計画

1 期間全体に係る予算（人件費の見積りを含む。）

別紙1のとおり

2 期間全体に係る収支計画

別紙2のとおり

3 期間全体に係る資金計画

別紙3のとおり

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額：1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

1 研修事業の充実

2 情報資料の収集・提供の充実

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

別紙4のとおり

2 人事に関する計画

(1) 方針

幅広い人材を確保するため、関係機関・団体等との計画的な人事交流の推進を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

1) 期初の常勤職員数 28人

2) 期末の常勤職員数の見込み 28人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 1,084百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

3 中期計画期間を超える債務負担

電子計算機の賃貸借期間平成15年度から18年度までの4年度間

平成13年度～平成17年度中期計画予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	3,783
施設整備費補助金	1,047
入場料等収入	239
受託収入	65
計	5,134
支出	
業務経費	1,959
うち研修関係経費	1,288
うち調査・研究関係経費	241
うち情報関係経費	430
施設整備費	1,047
受託経費	65
一般管理費	2,063
計	5,134

[人件費の見積り]

期間中総額1,084百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲

[運営費交付金の算定ルール]

別紙のとおり

別 紙

1. 運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{P(y) + (R(y) - (y))\} \times (\text{係数}) + (y) - B(y) \times (\text{係数})$$

A(y): 当該事業年度における運営費交付金

: 効率化係数。各府庁の国家公務員について10年間で少なくとも10%の計画的削減を行うこととされている観点から、業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

: 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

1) 人件費

毎事業年度の人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times (\text{係数})$$

P(y): 当該事業年度における人件費。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

: 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率、給与改善率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当及び公務災害補償費については、国立女性教育会館役員退職手当規程、国家公務員退職手当法及び国家公務員災害補償法に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される金額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費

毎事業年度の業務経費（R）については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = (R(y-1) - (y-1)) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) + (y)$$

R(y): 当該事業年度における業務経費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

(y): 特殊業務経費。施設・設備の改修工事、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。(y-1)は直前の事業年度における(y)。

: 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

: 業務政策係数。自己収入に見合う支出を勘案し、また、研究開発の場合には、計画期間中の初期に大きな投資が必要であること、事業の進展により必要経費が変動すること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3) 受託事業等経費（受託事業実施に伴う間接経費を含む）

毎事業年度の受託事業経費（F）については、以下の数式により決定する。

$$F(y) = F(y-1) \times (\text{係数})$$

F(y): 当該事業年度における受託事業収入の見積り。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

: 受託収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4) 受託事業収入

毎事業年度の受託事業経費 (F) については、以下のとおりとする。

$$F(y)=F(y-1) \times (\text{係数})$$

5) 自己収入

毎事業年度の自己収入 (B) の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y)=B(y-1) \times (\text{係数})$$

B(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

: 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記] 前提条件

1 . 運営費交付金の試算にあたっての係数値

: 効率化係数 : 1 %	: 消費者物価指数 : 今回は勘案せず
: 業務政策係数 : 4 %	: 自己収入政策係数 : 1 %
: 特殊業務経費 : 今回は勘案せず	: 人件費調整係数 : 1 %
: 収入調整係数 : 100 %	

2 . 施設整備費補助金の算定

施設整備費補助金の金額は、改修 (更新) 等についての過去 5 年間の実績額の平均額 (4 ヶ年分) の 982 百万円を含んだものとして試算している。

平成13年度～平成17年度収支計画

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
經常費用	4,109
業務費	2,024
一般管理費	2,024
減価償却費	61
財務費用	-
臨時損失	-
収益の部	
運営費交付金収益	3,744
入場料等収入	239
受託収入	65
寄付金収益	-
資産見返運営費交付金戻入	21
資産見返物品受贈額戻入	40
純利益	-
目的積立金取崩額	-
総利益	-

[注記]

当該法人における退職手当及び公務災害補償費については、独立行政法人国立女性教育会館役員退職手当規程、国家公務員退職手当法及び国家公務員災害補償法に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

平成13年度～平成17年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	4,048
投資活動による支出	1,086
次期中期目標の期間への繰越金	-
資金収入	
業務活動による収入	
運営費交付金による収入	3,783
入場料等収入	239
受託収入	65
投資活動による収入	
施設費による収入	1,047
前期中期目標の期間よりの繰越金	-

平成13年度～平成17年度施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
機能性向上改修 プール棟屋根及び外壁改修・その他防災改修工事 工作物	65 427	施設整備費補助金 追加現物出資
計	492	

〔注記〕

金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修(更新)等が追加される見込みである。